

# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、薬物乱用防止対策のうち、再乱用防止対策や事前防止対策など需要根絶に向けた対策の実施状況を中心に調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 行政評価・監視対象機関

内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省

### (2) 関連調査等対象機関

都道府県（14）、都道府県教育委員会（14）、市町村（14）、大学・短期大学（38）、高等専門学校（9）、専修学校（14）、民間団体等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

## 4 実施時期

平成21年4月～22年3月